

## 市町村立学校教職員の懲戒処分

- 1 被処分者 A（男）
- 2 年 齢 30歳代
- 3 所 属 福岡教育事務所管内の中学校
- 4 職 名 教諭
- 5 処分時期 令和8年7月7日
- 6 処分の程度 停職12月

### 7 処分の理由

被処分者は、令和8年3月6日（金）午後7時30分頃から午後10時頃までの間、飲食店で生ビール（中ジョッキ）を1杯とハイボールを3～4杯飲酒し、その後、午後10時20分頃から午後11時10分頃までの間、別の飲食店でジントニックとテキーラを合計3～4杯飲酒した。

その帰路、駅の駐輪所から酒気を帯びた状態で自転車を運転し、午後11時35分頃、警察官に呼び止められ、アルコール検査の結果、呼気から0.23mg/Lのアルコールが検出され、道路交通法違反（酒気帯び運転）の容疑で検挙された。

なお、被処分者は、同年6月4日（木）に道路交通法違反で罰金10万円の略式命令を受けている。

このことは、教育公務員として誠に遺憾な行為であり、地方公務員法第29条第1項に規定する懲戒事由に該当するものである。